

オープン・フォーラム

一般社団法人 京都府建設業協会広報誌

建設労働者確保育成号



【特集】

施工管理者が語る建設業の魅力 建築編
多様な人間関係の中で竣工、
所長の責任が人間を成長させる
(コーディネーター)

三輪泰之氏 (要建設)・山下尚治氏 (山下組)

石田真也氏 (岡野組)、上田宏之氏 (要建設)、大
森規雄氏 (あめりか屋)、木村保世氏 (大仙工務店)、
安富寛明氏 (共立工務店)

【トピック1】

登録基幹技能者の処遇改善に向けた現状と課題
登録基幹技能者に対する元請の評価は低く
さらなる認知度を高める努力が必要

【トピック2】

社会保険未加入問題の最終年度
元請企業と下請企業はどのよ
うに判断し対応すべきか

わたしたち建設人
ログハウスの展示場でお出迎え、
魅力伝えて成約へサポート

—安田建設(株) (与謝野町)

「BESSの家」福知山展示場 北山優枝さん

われら建設人
もうすぐ百年企業のノウハウ承継、
所長のキャリア積み上げ若手育成

—(株)長村組 (京都市) 藤本憲一さん

適正工期、発注の平準化で 建設業は元気になる



(一社)京都府建設業協会
副会長 井上 敏
(株)山寅組代表取締役社長

経営の大きな悩みはやはり人材不足です。四大卒は面接に来てくれても採用に至るのは困難です。このため近年は専門学校生を重点に採用活動を行っております。教師の皆さんからも地元建設会社の良さをアピールしていただいております、よい方向に進んでいるのは、ありがたいことです。

今度は苦勞して採用した若者をどのように育成していくか、これもまた大きな問題です。弊社も高齢化の例にもれず、従業員の平均年齢は50歳を超えています。30代前半が少ないうえに、新入社員は40代の技術者につけて面倒をみてもらうことになります。本当なら、複数の若い者が一緒に現場のほうが良いのでしょうか、それもままなりません。さらに、現場が点在し直行・直帰となることが多く、若者同士が顔を合わせる機会が少なくなるのも、悩みの種です。中堅の技術者には「若者になるべく声をかけるように」と話をしています。こうしたことはいかに離職を防ぐかということにもつながります。辞めるにしても3・4年は頑張ってみてほしい。それでも納得できないのであれば、転職を考えるのもひとつの選択肢でしょう。ただ、そこにたどり着くまでに辞めてしまうのは、本人のためにも残念であり、勿体な

い。建設業は幅広いものづくり産業です。それだけに若手社員も成長できるチャンスも多い。ものづくりにかける情熱を是非とも弊社で発揮してほしいと思っています。

建設業にとって、言うまでもないことですが、人が財産です。人が育っていくためには、経験が必要です。ところが、最近ではRC造が減少している傾向がみられます。いきおい、弊社でもRC造の経験者が少なくなっています。技術の継承は弊社にとっても最大の問題ですから、工法を経験させるために、若い技術者を積極的に様々な工法の現場に派遣しています。

弊社に限らず職人も減少しています。弊社は注文木造住宅にも力を入れておりますが、大工や左官などの専門職が少なくなっている中で、一人親方が一人親方に声をかけて人を集める状況になっています。これらのことは建設業界全体で考えなければならぬ深刻な問題だと考えています。

労働時間対策もまた、頭を悩ませている問題です。この問題は、結局は工期の問題に行き当たります。工期が適正であれば、残業も土日の出勤も必要無いわけですから、工事発注の平準化をお願いしたいと思いま

す。この点は国土交通省との会議でも要望しているところであり、このことは民間工事の発注にもいえます。是非とも、国にはそうした機運の醸成を図っていただきたい。

国土交通省は建設業の近代化・省力化を目指しアイコンストラクションの普及を目指しているのですが、近代化はもちろん大切で、建設業が避けて通れない問題であることは痛感しているところですが、仕事があれば建設業はたち行きません。近年は災害が大型化しています。その復旧工事のためにも人手が必要です。こうし、冬の除雪作業もあります。こうした作業に対応するには、通年で人を雇う必要があります。地元の建設業を重視した発注やその平準化をお願いしたいものです。

弊社のモットーは「堅実・真面目」。この理念があったからこそ、バブルの時代も建設冬の時代も乗り越えてくることができ、お客様からの信頼も得られています。誠実に仕事をすると、お施主様からいい建物を建ててくれたと感謝されます。弊社は地元で育てられてきた会社です。130有余年の歴史は地域とともにありました。今後も地域と一体となって地図に残る仕事を続けていきたい、思いを新たにしています。

建設人登場 藤本憲一さん（長村組）

もうすぐ百年企業の長村組。大正10年、若干24歳の長村清之助氏が創業し、柔らかな発想とパイオニア精神で築き上げた企業だ。その歴史を引き継ぎ、大規模工事の所長として活躍するのが藤本憲一さん。少年時代から建築に関心を持ち専門学校を出て同社に入社し、現在は中堅として若手を引っ張る存在。藤本さんの仕事を進める能力、そして若手育成の情熱に同社の期待は高い。



イラスト：キョロ丞

6

特集

施工管理者が語る建設業の魅力 **建築編**

多様な人間関係の中で竣工、 所長の責任が人間を成長させる

（コーディネーター）三輪泰之氏（要建設）・山下尚治氏（山下組）
石田真也氏（岡野組）、上田宏之氏（要建設）、大森規雄氏（あめりか屋）、
木村保世氏（大仙工務店）、安富寛明氏（共立工務店）

10

トピック1

登録基幹技能者の処遇改善に向けた現状と課題
**登録基幹技能者に対する元請の評価は低く
さらなる認知度を高める努力が必要**

13

トピック2

社会保険未加入問題の最終年度
**元請企業と下請企業はどのように判断し
対応すべきか**

20

わたしたち建設人

ログハウスの展示場でお出迎え、魅力伝えて成約へサポート
—安田建設(株)(与謝野町)「BESSの家」福知山展示場 北山優枝さん

22

われら建設人

もうすぐ百年企業のノウハウ承継、所長のキャリア積み上げ若手育成
—(株)長村組(京都市) 藤本憲一さん

表2

巻頭言

適正工期、発注の平準化で建設業は元気になる
(一社)京都府建設業協会 副会長 井上 敏

2

京建協News

19

建設コラム 柳亭金車の現場のちょっといい話 **その4**

地球環境保全一現場をきれいに

24

京建協からのお知らせ

70周年記念事業、インスタ写真募集要項

25

わたしのいきつけのお店

ルイジアナ・ママ 亀岡店 推薦人 関口建設 関口 司常務取締役

表4

編集後記

平成29年度総会を開催 持続的公共事業の確保要請

池田近畿地方整備局長が週休2日制目指す発注の平準化に言及



総会冒頭の挨拶をする
岡野益巳会長

京建協は5月26日、京都建設会館で平成29年度通常総会を開き、平成28年度事業報告・決算報告および平成29年度事業計画案・予算案などを審議し、全会一致で承認しました。

岡野益巳会長は冒頭の挨拶で地域事情に配慮した公共事業の公平な配

分を訴えました。「公共事業費は5年連続で増加しているが、建設投資が集中する首都圏との地域間格差や大手ゼネコンとの企業間格差が顕在化し、むしろ拡大している」と危機感を表明しました。

また、「府下の建設事業費は、府をはじめ多くの市町村で前年度を下回っている」として、「地域建設企業の経営の健全化のため、建設投資が中長期的に見通すことができるよう、安定的・持続的な公共事業費の確保と地域事情を考察した公平な配分に配慮を願いたい」と訴えました。

さらに、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアムに参画し、28年度に設立した京都府地域連携ネットワーク協議会を通じて、産官学で情報共有・連携し、人材の確保・育成対策事業を一層推進していく」と方針を示しました。

続いて、新入社員研修についても触れ、参加者が10年前の20人程度から、本年度は62人が参加しており、「各社とも若年者の育成に



山下晃正京都府副知事



門川大作京都市長



池田豊人局長
(近畿地整)

積極的に取り組んでいる証」と、明るい話題を紹介しました。

総会には池田豊人近畿地方整備局長、山下晃正京都府副知事、門川大作京都市長ら多くの来賓が駆けつけ、総会の開催にお祝いの言葉を述べられました。池田局長は担い手確保に関して週休2日制の重要性に触れ、「発注者ができることも多いので、しっかり取り組みたい」と述べました。また、山下副知事は、「京都縦貫自動車道路の整備で企業の誘致が進み、公共事業が花を咲かせる時代が来ている」と、明るい話題を提供しました。門川市長は、「仕事が偏らないように発注の平準化を進めたい」と述べました。

議事に入り、岡野会長が議長となり議事を進行し、提案事項は原案どおり承認されました。当協会の本年度の事業では、社会資本整備の計画的な推進や入札契約制度の改善など行政機関に要望していくほか、技術力・管理能力向上のための研修・現場見学会の実施、PFI・PPP事業の調査研究、人材確保・育成に向けた新入社員研修やインターンシップの受け入れなどに重点的に取り組んでいくこととしています。

また、総会に先立ち、平成29年度京建協の表彰式を開き、全国建設業

協会会長表彰を受けた左瀧幸紀左瀧建設社長をはじめ8名の受賞者に岡野会長から賞状が授与されました。さらに京建協会長表彰が行われ、34名が受賞となりました。

近畿地方整備局と意見交換会 協会は6項目の課題提起

政府の働き方改革を踏まえた
建設業者の処遇改善など要望

京建協と国土交通省近畿地方整備局は、9月15日、京都市内のホテルグランヴィアで意見交換会を開きました。近畿地方整備局は、毎年、各府県の建設業協会との間で意見交換会を個別に開いています。

近畿地方整備局の井上智夫企画部長は冒頭の挨拶で、「工事発注の平準化、週休2日制の取り組み強化を



京建協と近畿地方整備局との会合風景

進めるとともに、設計労務単価の引き上げにも取り組んでいきたい」などと述べました。

一方、岡野会長も挨拶で、賃金や労働時間など、働き方改革の取り組みを踏まえた処遇改善の必要性を述べ、ゆとりある適正な工期設定の必要性についても触れました。

意見交換で、協会は以下の6点の課題を提起しました。①安定的な公共事業費の確保、②地域建設企業の受注機会の拡大、③入札契約制度の改善、④発注時期などの平準化と適切な工期の設定、⑤設計・積算、⑥担い手の確保・育成、です。

協会は、公共事業費は増加しているものの、建設資材価格の引上げなどで事業収益はむしろ減少しているとなりました。これに対し近畿地方整備局は、平成30年度では前年度比1・16%増の予算要求をしていると答えました。

また、地域建設企業の受注機会の拡大の要請に対しては、発注ロットは可能な限り分割などの工夫をしたと答えています。入札契約制度の



井上 智夫 企画部長
(近畿地整)

改善で、協会は表彰されるのは一部の企業に限られて落札者の固定化につなが

るとの意見に対し、加点对象年度を半分に縮小しているのので、今後の変化を見ていきたいとの答えでした。

発注・施工時期の平準化の要望に対しては、工期設定については国交省でも着手したばかりで、まずは公共工事で実績を積んでから民間工事にもそれに準ずるようにしたいとしました。

さらに、協会は建設技術者を主人公にした若年層の感覚に合ったドラマや映画の制作などの広報活動を要望し、労働環境の改善では休日が増えても賃金水準が低下しないよう、実勢価格プラス政策的賃金を加味する先行対応の取り組みについても要望しました。

意見交換会には、岡野益巳会長のほか、副会長の村井信夫氏、小崎孝氏、玉井康義氏、山内基義氏、理事の三輪泰之氏、吉村良一氏、中川雅勝氏、絹川雅則氏、北中孝幸氏、平岡幹弘専務理事らが出席しました。

3

親子でまなぶ建設・土木 木津川橋の現場で見学会

12回目のイベントに親子
170人が参加し楽しい一日

京建協は、12回目となる親子ふれあい事業「親子でまなぶ建設・土木



新木津川橋での集合写真

⑫新しい橋に夢を描こう！」を開催。京都府が進める東中央線道路整備事業の（仮称）木津川橋の工事現場を見学しました。参加者は抽選で選ばれた約170人。

当日早朝、参加者は京都市上京区のKBSホール前に集合。三輪泰之総務広報委員長は、「今日、見学する木津川橋までは車で100分かかっていましたが、高速道路の整備により50分で行けるようになりました。今日の見学会が子どもたちの夢につながるきっかけになれば、うれしいです」と挨拶。

参加者は4台のバスに分乗し現地に移動。この日はあいにくの雨模様だったため、室内にて岸上岩樹京都府山城南土木事務所道路計画室長と竹野晃司横河ブリッジ現場代理人から説明を受けた後、参加者は橋の基



三輪 泰之 総務広報
委員長

本構造や橋桁架設などの解説を聞き、ペーパークラフト作成に親子で取り組み

ました。建設現場では桁上に上り、記念撮影や重機試乗などが行われました。

4

雑談力を磨いて

コミュニケーション力養う

2日間コースの新入社員研修、
工事進捗に必要な能力を磨く

京建協は4月11日から12日の2日間にわたり、会員企業の若手社員を集め、平成29年度新入社員研修を京都建設会館で行いました。対象者は25歳以下または入社5年以内の社員です。

研修の冒頭に絹川雅則労務経営委員長が、「日本の足元を支えているのは建設業。モデルとなる先輩を見つけることで、不安をなくして成長してほしい」と挨拶しました。

初日の講師はハタコンサルタント（株）の降旗達生氏。雑談力などコミュニケーション能力や安全リスク管理などについて講義しました。雑談力は協力企業の技術者や近隣住民とのかかわりの中で大変重要と解



絹川 雅則 労務経営
委員長

説しました。そして雑談では質問力が大切として、参加者は6人1組になって



グループワーク風景

グループワークを行いました。
2日目はビジネスマナーを中心とする講義で、キャリアアカウンセラーの田辺直子氏から立居振舞や身だしなみ、敬語、電話応対などを学びました。

5

宮津高校生が現場見学 地元で将来の担い手へ期待

——京丹後市立弥栄病院の新病棟、
建築科1年生30人が参加

京建協は7月7日、宮津高校建築科の1年生30人を招いて現場見学会を開きました。現場は京丹後市弥栄町の市立弥栄病院の新病棟建設工事。松村竹治労務経営委員が、「建設業は地域の発展に欠かせない存在。現場の見学で建設業への理解を深め、将来は地元の担い手になってほしい」と挨拶しました。

新病棟は鉄筋コンクリート造（一



現場所長から説明を受ける宮津高校生ら

を説明した後、生徒たちはすでに躯体工事を終えた建物の内装を見学しました。

6

伏工高生が呑龍トンネル 見学で地域貢献を実感

——4メートルのシールドマシン
に圧倒、今後の学習に刺激

京建協は10月30日、伏見工業高校の都市情報システムコースの3年生34人を招いて、呑龍トンネルの現場見学会を開きました。呑龍トンネルは京都市、向日市、長岡京市にまたがる総延長9200メートルの地下トンネル。桂川右岸流域では浸水被害に度々脅かされ続けてきたため、平成7年度から雨水対策事業としてトンネル整備が進められてき

部鉄骨造）5階建て。新棟は延べ9669平方メートルの規模。安藤ハザマ・山寅特定建設工事共同企業体が請け負っています。小林俊雄所長が建物の構造などを



シールド工法の説明を受ける伏工高生

ました。呑龍トンネルによって、取り込んだ雨水を貯留しながら、同時に放流する機能加わり、降雨への多様な対応が可能になると住民から期待されています。

当日の見学会はトンネル貫通から数日後のことで、4000メートルを掘削した直径約4メートルのシールドマシンの迫力に、生徒たちからどよめきがあがりました。しかも、マシンの刃先の裏側では解体作業が進んでおり、人生で二度とないかもしれない貴重な体験に、生徒たちは「一生の思い出」と興奮気味でした。

7

地域連携ネットワーク発足 業界、教育機関、行政が参加

——担い手不足に産官学で対応、
取り組み方針を決定

「建設産業担い手確保・育成京都府地域連携ネットワーク協議会」の



京都府地域連携ネットワーク協議会の発足会合

初会合が5月12日、京都建設会館で開かれました。若年者の入職を促進し育成するため、平成26年に（一財）建設業振興基金が主管して建設産業担い手確保・育成コンソーシアムを設立。同コンソーシアムの支援により全国の地域で連携ネットワークの設立が進められ、地域の建設業団体のほか、高校・大学などの教育機関、職業訓練機関、行政が連携して学生や生徒に対する職業教育や、入職後の一貫した教育訓練体系の構築を目指しています。京都府でも京建協が事業管理者となり、産官学で連携し、協議会を立ち上げました。

岡野会長は冒頭の挨拶で、「長年にわたる公共投資の減少で技能者不足は深刻化している。若年労働者の

確保と育成に向け、連携を深めていきたい」と述べました。

京都府建産連の平岡幹弘専務理事は、「定着が大事。若年者が会社に入っても年齢差がある。離職者対応として現場を長く経験した技術者を招き、定期的に講習・研修をしたい。業界全体でコミュニケーションをとることが大事だ」と述べ、講師派遣とテキスト作成などについて、教育機関と行政機関に協力を呼びかけました。

8

地域連携ネットワークが

3日コースの若手研修実施

30人が参加、多彩な講師が講演
同世代の横のつながりを期待



関係員
活動員
社会員
社員
孝幸
中特
北連

別委員会委員長
は「会社は皆さ
んが立派に育っ
てほしいと願っ
ています。今回

地域連携ネットワーク構築支援事業が動き出しました。9月5日から7日までの3日間にわたり、「平成29年度京都府建設業協会若手技術者研修」が、各日約30人を集めて開催されました。内容は若手技術者へ向けた土木・建築共通の研修となっており、冒頭、北中孝幸社会活動関係特別委員会委員長

の同世代の横のつながりを大切にしてください」と呼びかけました。

3日間の研修では多彩な内容の研修が行われ、最終日には京都市分庁舎（仮称）新築工事と鴨川東岸線高架橋工事を見学しました。分庁舎工事現場の加藤所長は、「裁量の幅や決定権が大きく、建設業の仕事には使命感があり、顧客の喜び、社会の称賛があります。現場にはそうした醍醐味があるのです」と、若手研修生にいきいきと伝えました。

今回の研修の講師と主な内容は次のとおりです。

5日・安藤佑治（公財）日本道路交通情報センター次長（社会人としての心構え―一般常識、上司との接し方）、来栖佳子（株）宙社長（社会人としての心構え―企業倫理、ビジネススマナー）、講師・協会役員・京都支部青年部会との意見交換会。

6日・角豊一京都府建設交通部指導検査課入札制度・建設業担当課長（建設事業の基礎―公共事業の役割、建設業の現状）、三輪有弘京都府建設交通部指導検査課建設業担当副課長（建設業法等共通法律関係―建設業法、品確法）、上嶋晃弘京都市建設局監理検査課長補佐・堀尾悠介同検査第三係長（建設工事の流れ―契約から竣工まで）、山下一彦建設業



鴨川東岸線高架橋工事現場を見学する明日の担い手たち

労働災害防止協会大阪府支部駐在安全管理士（安全管理について―みんなのやる気で安全に）。

7日・吉田武史（株）コンピュータシステム研究所大阪営業所主任（積算業務について―基礎知識編）、京都市分庁舎（仮称）新築工事現場・鴨川東岸線高架橋工事現場見学。

9

京都で建産連会長会議開催 地方企業の受注確保等決議

岡野会長が地域を守る建設業存続には事業量の確保必要と訴え

全国建設産業団体連合会（全国建産連、渡邊勇雄会長）は、9月27日、京都で全国建産連会長会議を開き9項目の要望事項を決議しました。会議の冒頭で開催県を代表して岡

野会長は、「地方の中小企業が地域の守り手として役割を果たしていくためには、地域に密着した事業量の確保が必要だ」と力を込めて挨拶しました。

来賓の国土交通省の青木由行建設流通政策審議官は「地域の建設産業の持続可能のためには安定的かつ持続的な公共事業費の確保が必要」と述べ、五道仁実官房技術審議官は「給料・休暇・希望が持てる、新3Kの産業にするには働き方改革と生産性向上が必要」としました。

会議は、公共事業で地方建設産業の受注機会の確保、週休2日制導入のための工期の延長と賃金体系の抜本的な見直しのため積算基準を改訂するなど、9項目を決議しました。



開催県を代表して挨拶する岡野会長

特集

施工管理者が語る建設業の魅力

建築編

多様な人間関係の中で竣工、 所長の責任が人間を成長させる

― 価値ある建築業、命を救う産業のステータスを守る ―

前号の土木編に引き続き、今回は建築会社から5人のベテラン施工管理者に参集いただき、建築業の魅力を語っていただきました。竣工に至るまでに多くの人間が関係する建築では対人関係が錯綜しますが、5人のベテランは葛藤の中で完成したとき、苦労さえも喜びに変わるその達成感を語ります。若手をいかに育成していくかも、ベテランたちの大きな悩みでした。

建物に強い関心があった

三輪 皆さんは建築関係の会社に入ってこられたわけですが、どのよう



三輪泰之さん
(要建設)

な経緯で建築関係の仕事を選ばれたのでしょうか。



石田真也さん
(岡野組)

石田 私は子どもの頃から大工さんの仕事に興味があり、大学

で建築を専攻し現在の会社に入りました。

上田

私も建築に興味がありました。



上田宏之さん
(要建設)

小学生の頃は借家だったので、自分の家を建ててみたいという

夢がありました。注文住宅によって、その夢は実現しました。設計をしたいという希望もあったのですが、今は施工の目で設計にアドバイスをしています。

大森

私も子どもの頃から建物に興味を持っていた。



大森規雄さん
(あめりか屋)

した。建築分野の専門学校卒業とともに、求人

のあった現在の会社に入りました。設計志望でしたが、現場を経験してからでも遅くないのではと施工の仕事に就き、21年が経過しました。現在、中古の家に住んでいるので、自分の家を建ててみたいという夢があります。

木村

プラモデルづくりが好きで、



木村保世さん
(大仙工務店)

高校時代は造船会社に入りましたが、昭和53年は

造船不況の真っ只中。身内が建設業界にいたので、設計から現場まで担当できる当社に入りました。

安富

子どもの頃は木工や家具職人になりたいたな



安富寛明さん
(共立工務店)

と考えていました。伏見工高に行きたかったの

ですが、遠くて叶いませんでした。普通高校を出て専門学校に通い、現在の会社に入りました。

三輪

建築施工の方は設計にも関心があるんですね。

大森 設計にはまだ関心はあるのですが、収まりやコストのほうを先に考えてしまい、いいデザインからは遠いのができてしまうのでは、と思います。

木村

私は設計と現場を兼ねて担当

しています。ただ、現場を長く担当しているの、故障が少なく収まりの良いものを優先してしまいがちです。
安富 確かに木村さんのおっしゃる

座談会出席者 (五十音順)

三輪 泰之氏	(コーディネーター) 要建設(株) 代表取締役社長
山下 尚治氏	(コーディネーター) (株)山下組 代表取締役
石田 真也氏	(株)岡野組 建築部執行役員
上田 宏之氏	要建設(株) 工事部所長
大森 規雄氏	(株)あめりか屋 工事部所長
木村 保世氏	(株)大仙工務店 工務部長
安富 寛明氏	(株)共立工務店 工務部課長

ように、現場屋の設計は使いやすく収まりが良く、費用がかからないという特徴があつて安心して工事を進めることができます。

工事では近隣関係に配慮



山下 尚治さん
(山下組)

山下 皆さんが、

これだけは本誌の読者である経営者に知ってお

いてほしい現場の苦労を直言してください。やはり、残業の問題が大きいでしょか。

木村 残業は少ないのですが、工期に追われると、地元の住民が許す限り、遅くまで工事を引っ張って納期を合わせるということが出てきます。そうすると、特に狭い現場は厳しくなりますね。

石田 社長からは残業を減らせと言われていたので、残業はなるべく少なくするように努めています。私が帰らないと下の者は帰りにくいので、なるべく早く帰るようにしています。でも、それも工期が許される限りのことで、時間がないときは残業をせざるを得ません。上手に時間を使って指導しているつもりではありますが、残業ゼロというのは現状ではなかなか難しいです。

上田 工期と人数の兼ね合いから残

業はせざるを得ないときがあります。工期が足りないときは土日出勤もせざるを得ない。また、一人現場になると、私も長時間労働とならざるを得ないことにもなります。

大森 休日出勤に対しては会社は代休をとらせるようにしています。追い込みが激しかったときは、現場はまとめて休暇をとるようにしています。私たちの年代は休日出勤などは当たり前の世界でしたが、下の世代が入ってきて、定時に帰らなければならぬ雰囲気になってきました。私たち以前の世代は苦勞する世代なのかと感じています。

安富 工事の日程を日割りにして工程をつくるのですが、土日などは予備日にして余裕をつくっておいて、極力最後にしんどくならないような形で進めるようにしています。

山下 建物を作るには様々な人と接点が出てくるのですが、人間関係という面での苦勞はいかがですか。

大森 おっしゃるとおりで、現場での苦勞といえば、やはり人間関係が多いです。お施主様や職方、社内、それに現場の近隣住民など様々な人間関係が錯綜します。私たちの仕事はどうしても近隣住民の方々からクレームが付きやすい仕事です。近隣関係では工事を進めるためにも、ど

うしてもこちらが頭を下げる場面があります。こうした苦勞はこれからはなくならないと思います。

木村 私が入社した当時は、近隣の住民からのクレームはそんなに多くなかったですね。工事を始める前に近隣さんにあいさつにお伺いすると、「気にせん」といって、お互い家を建てるときは迷惑をかけるんだから」とおっしゃる方がおられました。ところがバブル景気が崩壊したあたりから、住民の方々の要求が厳しくなつたと感じています。例えば工事車両を敷地の前に駐車しておく、クレームが出てきます。平城ニュータウンや木津川の住宅開発頃から厳しくなつたように感じています。やはり郊外の建て込んでいない所での工事ではクレームは少なかったように思います。

上田 任されて現場に入っていくわけですが、そうするとお施主様から設計事務所、職人さんとはほ初めて会う人ばかりの中で、仕事を進めていくことは確かに大変だと感じます。設計士さんでも職方さんでも一を聞いて十を知る人もいるかと思えば、その反対の人もあるわけで、私が指名することもできないことから、こちらもそうしたことを呑み込んで対応しなければならぬ、そんな苦勞もあります。

安富 現場での成果は、どのつまり紙の上で利益がどれだけ出たかで評価されます。経営にこれだけ貢献したと評価されるように、いろいろなことに注意を払いながら施工をしています。そのため、最初に金額を決めて極力工事をスムーズに進めて利益が出るように、と考えています。しかし、職人さんをきつく絞めると次の現場には来てくれなくなるので、次も協力してもらえようとする、それが私にとっては課題です。

竣工そして引き渡しの喜び

三輪 皆さんは施工管理者として長い経験を積んでいます。うれしかったこと、感動したことも多かったです。

石田 私は初めて一からすべて任された現場で、最終的に現場を収められて、お施主様が喜ばれて事故もなかったことが一番うれしかったですね。今まで勉強してきたことを活かすことができたのも大きい喜びでした。私が入社当時は私より上の年代が多くて、なかなか年下の年代には現場を任せてもらえなかったのですが、それが35、36歳のとき、今から7年ほど前ですが、その役目にやっ

は次席での役割が続いていたので、なおさらうれしかったです。

上田 本場にうれしさを感ずるのは竣工のときです。それまでは寝られない夜が続くのですが、いっぺんに肩の荷が下ります。それにプラスしてお施主様に喜んでいただき、「次の機会もまた上田さんにお願ひします」などと言っていたいたときは、本当に竣工して良かったと思います。竣工は何度経験しても本当にうれしいものです。

大森 私と同じで、竣工して、お施主様にお渡しするときに一番うれしい。どの現場もそれぞれに違う意味で深く印象に残っています。特に印象に残っているのは、主任になった30歳くらいの当時、お施主様と綿密に打合せをして造り上げた一件で、すごく感謝されました。「この家を一生大切にします」と握手されたことを覚えています。お施主様と一緒に造り上げたという感覚がとてもうれしかったです。メンテナンスに伺うと、初心に戻るような気持ちになって、新たな励みになります。その際には昔話に花が咲いて過去からのコミュニケーションが続いていることに感動を覚えます。

木村 入社した2年目の21歳のときにあるビル建設に携わりました。私

には大きな金額の建物でした。専門学校を出たばかりですから、工事のすべてがちゃんぷんかんぷんで上司からアドバイスをもらって、なんとか年末の12月30日に竣工しました。胃が痛くなるということを初めて経験しました。学校で学んだことと現場はまったく違っていて、初めて経験することの感動がありました。このときに得た教訓は、失敗したら原点に帰ること、初心に帰る、ということとです。そしてごまかしをしないことです。そうすると、お施主様から信頼という形で返ってきます。

三輪 昔は早くから現場に出されたのです。

木村 そうですね。その後に南部の養護学校の建設に携わりました。前の工事でRC造などを経験していたので、助かりました。ゼネコンの下請の仕事をしたこともありましたが、当時は大手も労働条件は厳しかったですね。コンクリート打ちなどのときには、現場の宿泊施設に泊まり込みをしていました。仕事としては工務店のほうが面白い、というのが私の印象です。

安富 私も似たような経験があります。22歳のときに6階建ての建築を担当しました。これは今考えても大変だったという印象が強く残ってい

ます。木村さんのおっしゃるようになります。私もちゃんぷんかんぷんの状態でした。京都市内の千本通で交通の激しい場所でした。鉄骨の搬入で道路の一車線をつぶすのですが、警官が来てはじめて、事前に道路使用許可を受けなければならぬことを知りました。1年間の工事でいろんなことを勉強することができました。この

工事では、朝昼晩と現場で食事をして、家に帰るのは風呂に入ると寝るときのみ。朝になって現場に行くときにはお腹が痛くなり、帰ってくるとスーツと直ってしまう、こうしたことの繰り返しでした。さすがに、辞めようかな、という思いにもなりました。この経験があるので、このときに比べればしんどくないな、と耐えることができます。

三輪 所長を任せると、ものすごい集中力で竣工後には人間的に成長する姿を見えてきました。所長を経験することで、人間として技術者として強くなるのだと思います。だからこそ、最初の現場は思い出として残るのでしょうか。

自分に言い聞かせていること

山下 現場の責任者として、これだけは守ろうと考えていることを教えてください。

石田 安全第一だと考えています。事故が起きてしまつてからでは後悔先に立たずです。ですから後悔しなくて済むように、安全に関しては自分にもまわりにも厳しくしていこうと考えて実行しています。百点満点の現場づくりは難しいでしょうが、あくまでも百点を目指していこうと考えています。

上田 20年間、建築に携わってきたのですが、何かアクシデントが起きたときには、咄嗟の判断で動かないで、工事を止めて考えてから結論を出そうと考えています。焦つてやったことで良い結果は生まれません。昔、先輩に、迷ったら良いほうを選べと教えられました。どういうことかというと、例えば、RC造のコンクリート壁にヒビが入り漏水している、シールで終わらせるか、壁一面防水するか迷ったら、そのときは良いほうを選べということですが、そのほうが後から後悔することがなく、自信を持って最良の方法で施工しましたと言うことができるわけです。

大森 私はどんな場面でも逃げないということを考えています。職場の人間関係やそのほかいろいろな場面が考えられるのですが、辛くても逃げない、これを肝に銘じています。辛くて辞めたいときもありました



左から大森規雄さん、上田宏之さん、石田真也さん、三輪泰之社長、山下尚治社長、木村保世さん、安富寛明さん

が、まずは乗り越えてから考えよう、その繰り返しでした。

安富 私は5人の子どもの父です。9月や10月は運動会など何かと学校のイベントが多い時期です。段取りをしてなるべくイベントに参加するようにしています。お子さんのいる同年配の職人さんも同じ日にイベントがあるわけですので、休んで参加できるようにしてやるような現場監督でありたいと思っています。そして、そういうふうと考えている型枠や鉄筋の社長さんと現場を共にしたいです。お施主様の存在は無視できませんが、子どものことを考えながら、いい仕事をする、そうありたいと考えています。

木村 自身に決めていることは、現場はすべて自分で確認するということです。あるゼネコンで死亡事故があり、その折りの話を聞いたことがあります。安全担当者が遺族に会いさつに行って、第一声、浴びせられるのは「人殺し」という言葉だということです。こうした経験からも担当する現場は、足場に限らずすべて自分の目で見て確かめます。当たり前といえば当たり前のことなのですが、それが次席の担当であつても、朝のパトロールには私も必ず参加します。原点に戻って行動する。それが私のポリシーです。

体力を維持し現役をまっとう

三輪 人生のことでも仕事のうえのことでも、どちらでもかまいません。皆さんの将来の夢について、お聞かせください。

石田 私にとっては子どもを一人前にすることです。そのために会社でも頑張っています。単純ですが、これが人生の夢であり、目的です。

上田 20歳から働いてきて20年、現在の60歳定年を考えれば、中間点にきました。これからはいかに体力を維持するかが大事だと思っています。今年の3月まで厳しい現場が2件続きました。現場が気になり、朝

の早い時間に目が覚めてしまい、始発の電車に乗って現場に向かうのが習慣になりました。その影響で早寝早起きになり、夜の9時には寝支度をしていました。現場が終わった今もそれが続いていて、今後も早寝早起きを続けたいと思っています。腰痛がひどくなったとき、筋肉の衰えも影響していると思い、出勤前にトレーニングをするようにしたら、体の調子が良くなりました。退職後を元気に楽しく暮らせるように、仕事も頑張りつつ、最近始めたジョギングを維持し、体にも気をつけていきたいです。

大森 現在、任されているポジションで日々頑張っていると考えています。知識ももっと必要と実感していますので、いろいろな情報や知識を学べる場所にも足を運ぼうと考えています。

木村 退職まで無事故・無災害を貫きたいです。建築会社が安定して経営でき、給料も他産業並みという業界になってほしいと思います。建築業界は入るに値する夢がある業界だと思います。携わる人間が誇ることのできるステータスのある業界になってほしいと思います。

安富 小学校の文集に、将来は大人さんになりたいと書いたことを思い

出しました。山もあるような広い土地に、自分で設計して木を選んで思い通りの家を建てたいというのが夢です。5人の子どもが帰って来られるような家です。そして、現在の仕事をまっとうして、楽しく余生を過ごしたいと思っています。

山下 建築が土木と異なるのは多くの人と接することにあると思います。お施主様から設計士、職方、上司や部下などの社内の人間関係があり、その中で竣工したときのやりがいと感動があります。人とのつながりの中で完成させていく。人を大事にする業界でありたいですね。

座談会を終えて

三輪泰之さん（要建設）
皆さんが自分の人生と職業のことを真剣に考えながら仕事に打ち込まれている姿に感銘を受けました。万難を排して竣工を目指し、関係した方々と喜びを分かち合う、これが皆さんの原点にあるようです。業界のステータス向上に言及された方がありました。確かに業界を取り巻く環境は厳しいのですが、最近では自然災害からの予防と復旧を担う産業として、「命を救う産業」との評価をいただいています。生活の場を提供する産業としても期待は高まっています。期待に応えて信頼を勝ち得ていきましょう。

トピック 1

登録基幹技能者の処遇改善に向けた現状と課題

登録基幹技能者に対する元請の評価は低く さらなる認知度を高める努力が必要

—平成28年度「登録基幹技能者の処遇に関するアンケート調査（建専連）」結果—

登録基幹技能者は、経営事項審査でも評価の対象とされ、技能労働者の目標像として業界の期待が大きくなっています。（一社）建設産業専門団体連合会は、登録基幹技能者の処遇などの実態や元請企業の評価などについて、会員企業にアンケート調査を行い、その結果を取りまとめました。アンケートでは、登録基幹技能者の処遇の状況のほか、元請からの評価も調べています。登録基幹技能者に対する元請の評価は低く、会員からは資格を取ってもメリットがないなどの実態が明らかとなり、認知度と評価を高めてほしいなどの要望が多くなっています。

◆ 調査結果の概要 ◆

「登録基幹技能者の処遇に関するアンケート調査」は、登録基幹技能者の処遇の実態等を調査し、同資格のさらなる活用と技能者全体の処遇の向上を図るための基礎資料とするため、登録基幹技能者講習を実施している（一社）建設産業専門団体連合会（建専連）が行った。28年度調査は2017年2月16日から同年3月10日にかけて、建専連の会員（28団体）に加盟する企業等を対象に行い、763社から回答があり、そのうち、有効回答は624社。なお、登録基幹技能者が所属していない企業からの回答などは集計から除いている。

1 登録基幹技能者の人数等

登録基幹技能者を雇用している企業の登録基幹技能者の平均雇用人数は、全体で、「正社員として直接雇用」は5名であり、「下請等の配下」としては1・6名である。将来的に「資格を取得させたい社員数」は5名にのぼり、社員にはより多くの登録基幹技能者資格を取得させようという前向きな姿勢が窺える。

地域別に見ると、「正社員」は「関東」が9名と最も多く、次いで「関

東」の6・2名、「近畿」の5・9名と続いている。一方、「下請等の配下」では「関東」が4・2名と最も多く、次いで「北海道」と「近畿」が2・1名となっている。また、「資格を取得させたい社員数」でも「関東」が最も多く8・1名、次いで「沖縄」が6・7名、「北陸」が6・3名となっている。

従業員規模別に見ると、規模が大きくなるに従い、「正社員」と「下請等の配下」とともに増加する傾向が見られ、「300人以上」では「正社員」が49・3名、「下請等の配下」が11・6名、「資格を取得させたい社員数」は30・3名に達している。

職種別では、「正社員」は多い順に「電気工事」が8・6名、「鳶・土工」が7・9名、「PC」が5・6名、「標識・路面標示」が5・5名となっている。「下請等の配下」では「内装仕上工事」が5・8名、次いで「鳶・土工」が3・2名、「防水」が2・7名となっている。「鳶・土工」は「資格を取得させたい社員数」でも8名と他職種に比べて多い。

2 登録基幹技能者に対する 給与の支払い状況

登録基幹技能者への給与支払額

図表1 平成28年1月分の給与(基本給+諸手当)の支払額(中央値)

		給与額(基本給+諸手当)
地域別	全体	395,000 円
	北海道	350,000 円
	東北	380,000 円
	関東	450,000 円
	北陸	388,900 円
	中部	410,000 円
	近畿	418,000 円
	中国	385,600 円
	四国	364,000 円
	九州	350,000 円
従業員規模別	沖縄	329,000 円
	1～4 人	327,915 円
	5～9 人	357,850 円
	10～29 人	380,000 円
	30～99 人	410,000 円
	100～299 人	477,168 円
(総回答数20社以上の職種)	300人以上	478,540 円
	農・土工	440,000 円
	建設塗装	341,000 円
	鉄筋	372,993 円
	標識・路面標示	380,000 円
	左官	384,000 円
	防水	387,000 円
	PC	400,000 円
	配管	361,800 円
	電気工事	387,000 円
	コンクリート圧送	405,000 円
	内装仕上工事	450,000 円
	その他	400,000 円

※本設問など金額を問う設問は、回答の分布にばらつきがあるため、平均値に代わる代表値として中央値を採用した。「中央値」とは回答データを大きさの順で並び替えた時、中央にくる値。

登録基幹技能者への給与支払額(基本給+諸手当)は、全体の中央値で39万5千円である(図表1)。地域別に見ると、「関東」の45万円が最も高く、次いで「近畿」の41万8千円、「中部」の41万円と続く。これら三大都市圏の給与支払額は他地域よりも高く40万円を超えていることや、「北海道」と「九州」の支払額は平均より5万円ほど低いことなど、昨年度の調査とほぼ同じ結果となっている。

あるが、「300人以上」の大企業では47万8千540円と15万円以上の差がある。職種別には、「内装仕上工事」が45万円と最も高く、次いで「農・土工」の44万円、「コンクリート圧送」の40万5千円、「PC」の40万円の順となっている。

給与の支払い形態を見ると、「月給(欠勤差し引き無し)」が51%と最も多く、次いで「日給月給」の27・6%、「月給(欠勤差し引きあり)」の16・7%となっている。地域別に見ると、「北海道」、「近畿」、「沖縄」で「月給(欠勤差し引き無し)」が60%以上と多く、「北陸」

登録基幹技能者の資格取得後の特別な処遇については、半数以上の57・9%が「特に支給していない」と回答し、「資格手当を支給」(27・1%)、「ボーナス等に乗せ」(3・4%)、「一時金を支給」(2・1%)を合わせても、相応の処遇を与えている割合は3分の1に留まっている。地域別に見ると、「資格手当(月額)」は、ほとんどの地域が1万円前後で大きくは変わらない。「一時金」は「北海道」の2万5千円から

3 登録基幹技能者の資格取得後の特別な処遇

を除くその他の地域では50%前後である。「北陸」では、「月給(欠勤差し引きあり)」が最も多く40・7%となっている。

従業員規模別では、100人未満の小規模企業では「月給(欠勤差し引き無し)」が最も多く、一方、100人以上の中・大企業では「月給(欠勤差し引きあり)」が最も多い。職種別に見ると、「鉄筋」と「左官」で「月給(欠勤差し引き無し)」が2・3割程度と少なく、「日給月給」が最も多くなっているが、それ以外の職種では「月給(欠勤差し引き無し)」が4・6割と多い。

4 登録基幹技能者を評価している元請企業

登録基幹技能者に対する元請企業の評価については、昨年同様、約8割の回答企業が、「(元請企業側は)評価していない」と認識しており、登録基幹技能者の認知度などの一層の普及が望まれる。「評価している元請企業がある」は16・7%に留まっているが、評価している元請の手当等の支払い方法を見ると、「日額」が52・6%と半数を占めている。さらにその「日額」の中央値は2千円である。

「東北」、「北陸」、「近畿」の5万円と地域によって幅がある。「ボーナス等に乗せ」も同様に「中部」の2万円から「関東」の40万円と大きく差がある。職種別では、「資格手当(月額)」は「配管」、「電気工事」、「内装仕上工事」の5千円から「鉄筋」の2万800円まで広く分布している。「一時金」も同様に、「建築塗装」の1万円から「内装仕上工事」の6万5千円と幅がある。「ボーナス等に乗せ」では、「防水」の3万円から「電気工事」の4万4千円と大きな幅がある(図表2)。

5 登録基幹技能者制度に関する意見や要望

登録基幹技能者制度に関する内容を大きく分けると、「発注側における認知度が低い」、「地場ゼネコンでは、特に認知度が低い」、「現時点ではあまり役に立っていない」、「資格を取得した企業が、得をする仕組みを」、「意義のある制度、もっとPRすべき」、「受験（講習会場・更新）についての要望」などである。

これらのうち最も多かったのは、入札時の評価アップや資格者を雇用する会社に優先的に発注するような

システムなど、資格を取得した企業をもっとメリットを得られる仕組みを求めるもので、資格を取得しても資格を発揮できる機会が少なく活かされていないという意識が窺える。このほか、発注者や地場ゼネコンにおける認知度がまだまだ低い現状を踏まえ、地方への浸透を含め登録基幹技能者制度の周知徹底を強化する必要があるとする意見も多い。

さらに、資格制度に関しては、地方での講習会の開催や若年者が資格を取得できるような実務経験年数の見直しなど、資格取得者の増加につながる提案も見られた。

図表2 資格手当／一時金／ボーナス上乗せの額（中央値）【地域・従業員規模・職種別】

	【資格手当】 月額	【一時金】 支給額	【ボーナス】 上乗せ資格手当 支給額
全体	10,000 円	40,000 円	100,000 円
地域別			
北海道	10,000 円	25,000 円	100,000 円
東北	10,000 円	50,000 円	—
関東	10,000 円	40,000 円	400,000 円
北陸	10,000 円	50,000 円	—
中部	16,500 円	—	20,000 円
近畿	10,000 円	50,000 円	125,000 円
中国	10,000 円	30,000 円	100,000 円
四国	10,000 円	—	100,000 円
九州	10,000 円	—	190,000 円
沖縄	10,000 円	—	—
従業員規模別			
1～4 人	22,500 円	—	—
5～9 人	10,000 円	50,000 円	350,000 円
10～29 人	10,000 円	30,000 円	100,000 円
30～99 人	5,000 円	40,000 円	65,000 円
100～299 人	10,000 円	25,000 円	—
300 人以上	—	—	—
雇用する登録基幹技能者の職種 (総回答数 20 社以上の職種)			
薦・土工	10,000 円	—	50,000 円
建設塗装	8,000 円	10,000 円	300,000 円
鉄筋	20,800 円	—	400,000 円
標識・路面標示	10,000 円	50,000 円	—
左官	10,000 円	50,000 円	200,000 円
防水	8,000 円	20,000 円	30,000 円
P C	15,000 円	—	65,000 円
配管	5,000 円	—	—
電気工事	5,000 円	20,000 円	414,000 円
コンクリート圧送	15,000 円	50,000 円	—
内装仕上工事	5,000 円	65,000 円	300,000 円
その他	10,000 円	40,000 円	—

※本設問など金額を問う設問は、回答の分布にばらつきがあるため、平均値に代わる代表値として中央値を採用した。「中央値」とは回答データを大きさの順で並び替えた時、中央にくる値。
※【一時金】、【ボーナス】に関する回答数は少数のため、参考値として示す。

【主な意見や要望】

- 元請業者への浸透度合いが低すぎる。特に、地場ゼネコンは中央ゼネコンに比べて顕著。
- すべてのゼネコンが登録基幹技能者を評価して請負金額に連動してほしい。
- 登録基幹技能者のメリットが少なすぎる。
- 法制度として資格の位置付けを確立しなければ、技術者の資格の意味がない。これから技能者の数が減っていくことから、今対策を取る必要があると思う。
- 登録基幹技能者の常駐などを、市発注物件や県発注物件等の入札条件にもっと取り入れてほしい。
- 資格を持っても官庁以外の民間ではあまり認知されていない。差別化してほしい。
- 施工に当たって、登録基幹技能者の資格のある会社に発注できるようにシステムにするべきであり、当然単価も上がってくると思う。
- 登録基幹技能者の待遇を良くして、地位の向上を図ってほしい。
- 入札参加要件の資格として認定してほしい。
- 発注者、元請会社に対して登録基幹技能者が所属している専門工事業者を周知させるとともに、登録基幹技能者の評価を上げる手立てを考えてほしい。
- 建設業法による主任技術者の資格要件に登録基幹技能者を認めてほしい。
- 施工体制台帳への記載を義務化してほしい。
- 建設マスターよりグレードが高い（元請の加点が1点→3点）という認識が広まっていないので、もっとPRすべきだと思う。
- 地方での講習会の数を増やせば、もっと資格を取得する人も増えると思う。
- 基幹技能者資格の取得は10年以上の実務経験となっているが、もっと短い経験で取得させてほしい。実務経験の年数を減じて若年者が取得できるようにするべきである。

トピック2

社会保険未加入問題の最終年度

元請企業と下請企業はどのように判断し対応すべきか

— Q & A で課題の解決策を探る —

平成29年度は5年間の社会保険未加入対策の最終年度。雇用・健保・厚生3保険の企業単位の加入割合は96%へと高まっていますが、二次・三次下請の加入率は9割強と道半ばです。新規入場者がある限り、就業者の社会保険の加入は今後も課題であり続けます。現状と課題をQ & Aにまとめました。

目標年次は5年後の平成29年度

平成24年3月、中央建設業審議会は「建設産業における社会保険加入の徹底」を提言しました。技能労働者の処遇の向上や社会保険に加入する企業と未加入企業の公平な競争環境の実現を目指すものです。

また、同年5月に設置された社会保険未加入対策推進協議会は、対策実施後5年（平成29年度）を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入を目指すことを目標として共有することを申し合わせました。

これを受け、国土交通省は同年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を施行し、本格的な加入推進対策が実施に移されました。

社会保険の加入について、元請企業と下請企業それぞれが負うべき役割と責任を明確にし、社会保険加入を目指すことが目的です。元請企業は、施工体制台帳、再下請負通知書・作業員名簿などで下請企業や作業員の保険加入状況を確認し、未加入の場合は指導することとされました。そして、遅くとも平成29年度以降は、①未加入企業を下請企業に選

定しない、②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り、現場入場を認めない、との取り扱いとすべきとしました。

最新調査では目標未達

社会保険への加入状況を最新の平成28年10月調査結果でみると、企業別では雇用保険98%、健康保険97%、厚生年金97%となり、3保険加入は96%でした。一方、労働者別でみると、雇用保険84%、健康保険80%、厚生年金78%、3保険加入は76%でした。企業別の加入割合はほぼ前年並みとなっていますが、労働者別では2ポイントから4ポイントの上昇がみられました。

3保険について、企業別の加入割合を元請・下請次数別でみると、元請98・0%、一次下請96・9%、二次下請92・9%、三次下請90・1%と、下請企業で加入率が低く、もう一段の加入促進が必要であることがわかります。昨年10月時点では目標未達の状況です。

こうした状況を受けて、加入促進を目指して、国交省は平成28年7月にガイドラインの改訂版を策定しました。主な改訂内容は、雇用と請負の別を明確にして就労形態に応じて加入すべき保険を明確にすることに

あります。

元請企業は、作業員名簿に記載された作業員が雇用労働者か請負か疑義ある場合、下請企業に確認を求めることとしています。また、下請企業は、社員と請負関係にある者とを明確に区分し、請負関係にある者については再下請負通知書を適切に作成すること、としています。こうして適切な保険に加入することを徹底するものです。

最終年度は官民の発注に働きかけ

平成29年度は5年間の社会保険未加入対策の目標年次で、国交省は目標目指し、対策を実施しています。

- ① 地方公共団体発注工事において、社会保険加入企業に限定するなどの対策の徹底
 - ② 民間発注工事における請負代金内訳書の明示項目に法定福利費の追加、工事受注を社会保険加入企業に限定する誓約書の活用など
 - ③ 社会保険未加入企業に減点付与などの対策の強化
 - ④ 都道府県ごとに加入推進の会議を設置し、きめ細かな取り組み
- 次ページ以降で「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は「ガイドライン」と略しました。

最終局面にきた

社会保険未加入問題

—元請企業と下請企業が今なすべきこと—



2次、3次の下請企業への指導 のあり方

Q 1 元請企業は2次、3次などの再下請企業に対しても、直接指導しなければならないのですか？

A 社会保険加入の下請指導にあたっては、元請企業がすべての下請企業に対して自ら直接指導することが求められているわけではありません。直接の契約関係にある下請企業に指示し、または協力させ、元請企業はこれを統括するという方法で行うことも可能です。

ただし、直接の契約関係にある下請企業が指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要です。

軽微な工事のみ請け負う業者の 社会保険加入

Q 2 建設業許可が不要な、軽微な工事のみを請け負う業者

に対しても保険加入の指導を行うべきでしょうか。

A 社会保険未加入対策は「建設産業の持続的発展に必要な人材の確保」と「法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の実現」を目的に進められています。これは建設業許可の有無にかかわらず実現していかなければならない課題です。このため、ガイドラインは、元請は下請の建設業許可の有無にかかわらず、軽微な工事のみを請け負う業者であっても、保険加入を確認・指導するよう求められています。

下請企業の社会保険加入の把握 方法

Q 3 元請企業として、下請企業が社会保険に加入しているかどうかを把握するには、どのようなすればよいのですか？

A 元請企業は、ガイドラインに沿って、直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険

料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行います。二次以下の下請負人については、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認します。

なお、雇用保険については厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト (<http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LICD/>) において適用状況を確認することができま。

平成24年11月以降に発注者と特定建設業者が請負契約を締結した工事にかかる施工体制台帳については、同ガイドライン別紙2「施工体制台帳の作成例」を参考として作成し、適正な施工体制の確保に努めることが求められます。

また、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して各作業員（建設業に従事する者に限る）について作業員名簿の社会保険欄を確認することで作業員単位の保険加入状況を把握することになります。

なお、保険加入状況に関する作業員名簿の記載の真正性の確保に向けた措置について、近年、普及している施工体制・労働安全書類の作成・管理に関する情報システムを活用している場合は、関係資料を電子データで添付する方法によることも

可能です。

元請企業に課されている未加入 企業の排除

Q 4 元請企業には社会保険未加入企業や作業員を排除することが求められていますが、どのように対応すればよいのですか？

A Q3では社会保険未加入企業・作業員の把握の仕方を説明しました。その結果、社会保険に未加入がある場合には、元請企業から下請企業へ社会保険加入を指導することが求められます。

平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部または一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取り扱いとすべきことをガイドラインは求めています。元請企業にはガイドラインに沿った対応が求められます。

また、平成29年4月から「特段の理由」がない限り、社会保険未加入の作業員は現場入場が認められないことになりました。入場が認められる「特段の理由」とは次の場合をいいます。

①入場する作業員が60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合

(雇用保険に未加入の場合は該当しない)、②伝統建築の修繕等で当該作業員が工事の施工に関し特殊な技術を有しており、入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合、③入場する作業員について社会保険の加入手続き中であるなど、今後確実に社会保険加入が見込まれる場合

作業員の社会保険加入欄に空白がある場合の判断と取り扱い

Q5 作業員名簿によつて社会保険への加入を確認するとのことですが、加入欄に空欄がある場合、どのように判断すればよいのでしょうか。また、未加入の場合にどのような措置をとればよいのでしょうか？

A 建設現場で広く普及している建設業団体が作成している作業員名簿の様式が改正され、各作業員の加入している健康保険、年金保険、雇用保険の名称および被保険者番号等の記載欄が追加されました。この作業員名簿を活用することによって、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員の社会保険欄を確認し、次のような場合には作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すべきことがガイドラインにおい

て定められています。

① 全部または一部の保険について空欄となっている作業員
② 法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、または(および)年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

③ 個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、または(および)年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用される1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となります。

また、元請企業が各作業員の保険加入状況を確認するときには、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構いません)を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましいとされています。

なお、Q3でも述べましたが、近年普及してきている施工体制・労務

安全書類作成のための情報システムを利用して各作業員の保険加入状況を確認する場合には、必要な資料を電子データで添付する方法により提示することも可能です。

作業員名簿に記載されている被保険者番号等は、個人情報保護法2条1項に定義される「個人情報」に該当しますので、同法および「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年国土交通省告示第363号)に留意して取り扱うことが必要です。

社会保険の加入対象となる建設業の範囲

Q6 社会保険加入の対象となる建設業とはどのようなものを用いのでしょうか。残土運搬のため運送会社と契約していますが、建設に関連する業種となるのでしょうか。

A 社会保険の未加入対策の対象となるのは、建設業法に定める「建設業を営む者」(2条)です。同条では建設業とは「元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう」とされています。

また、建設工事とは、同条で「土木建築に関する工事で別表第一に掲

げるもの」とされ、同別表には28の許可業種が掲げられています。また、請負契約については、「委託その他何らの名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する」(24条)と定められています。このことから、これらに該当しない仕事や契約は、建設業の仕事には該当しないこととなりますので、社会保険未加入対策の対象外となります。残土運搬などは対象外となります。

社会保険加入の対象となる建設作業員の範囲

Q7 建設現場に交通整理や清掃作業員がおりますが、これらの者も建設作業員となるのでしょうか？

A 社会保険未加入対策の対象となるのは、建設業務に従事する技能労働者ですが、建設作業員については、明確な基準が示されておりません。

そこで、技能労働者か否かの判断に当たっては、関係法令から照らし合わせて考える必要があります。建設労働者の雇用改善等に関する法律では、「建設の業務」とは、「土木、建築その他工作物の建設、改造、保

存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう」(同法2条1項、労働者派遣法4条)とされています。また、「建設業務労働者」とは、「建設業務に主として従事する労働者」(建設労働者雇用改善法2条2項)とあります。この定義に当てはめて、これらの業務に該当しない者は適用除外扱いとすべきでしょう。

以上から考えると、警備の事業、清掃員、場内整備員、残土運搬運転者、後片付け、草むしり、散水、軽易な小運搬、仮設物・小物の設置又は撤去、品質管理のための試験等の手伝いなどは建設の業務に該当しないと考えられます。

労働者と請負人の区別

Q8 ガイドラインは、労働者である社員と請負関係にある者を区別して、労働者である社員の保険加入手続きを行うべきことを述べていますが、建設現場には様々な就業形態で多くの人が働いています。労働者と請負人はどう違うのでしょうか。また、どのようにして見分ければよいのですか。

A 労働者については労働基準法9条が「職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、賃金を支

払われる者をいう」と定義しています。また、労働契約法は「労働者とは、使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者をいう」と定義しています。

労働者は労働の対価として賃金が支払われますが、報酬が労働の対価とは認められない「請負、委任、業務委託」等の働き方に該当する者は適用除外扱いとなります。

しかし、実際には建設工事に従事している人々が、労働者として働いているか、請負人の立場で働いているかを見分けることは困難です。特に建設業の場合、働いている人自身も自分がどんな立場で働いているか不明な場合が多く、施工体制台帳や再下請負通知書の作成にあたって混乱が生じます。

そこで、労働者か請負人かを本人と直接面談または書面などで確認する方法があります。国土交通省では、労働者か請負人かを判断するためのチェックシート等を掲載したリーフレットを作成していますので、参照してください。

一人親方と労働者の区別

Q9 建設現場で一人親方が働いていますが、労働者か請負人かの判断に苦労しています。どの

ように判断すればよいでしょうか？

A 労働基準法では、労働者とは「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(9条)と定められています。一般的に、一人親方は、請負を前提とした働き方をしており、誰かに使用されているわけでもなく、賃金が支払われているわけでもない事業者ですので、労働者には該当しません。

ただし、「労働者」に該当するか、それとも「事業者」に該当するかは、労働の実態によって判断されます。一人親方といっても、全ての工事現場で事業者として該当し労働者に該当しないというわけではなく、社会保険等の法律の適用に当たっても、業務遂行上の指揮監督の有無、専属性の程度など、その時の仕事の実態に応じて労働者なのか請負人なのか判断されることになります。

一人親方が労働者を雇わず単独で仕事を請け負う場合は、事業主とみなされますので社会保険の被保険者とはなりません。ただし、名目上または契約上請負人とされている場合であっても、就労の実態に「使用者の指揮監督下において労働に従事し、その労働の提供に対して賃金が支払われる」という事実があれば、

いかに契約の文言が請負として整えられていたとしても、賃金が支払われている労働関係ありと認められるため、労働者として取り扱う必要があります。

行政判断においても「一人親方の大工、左官等であつて、時に小規模の請負事業を行うことはあるが通常は日雇労働等に従事し、実質上賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者は、付随的に請負事業を行うことがあつても、労働組合法第3条の労働者である」(昭25年5月8日 労発153号)としています。

直用の者は労働者が請負か

Q10 現場には直用の労働者がおりますが、直用の労働者は従業員に数えるべきでしょうか？

A 建設業の許可・更新時には社会保険などへの加入状況を記載した書面(健康保険等の加入状況)(様式20号の3)の提出が必要になりましたが、ここには営業所ごとに「従業員数」を記載することになっています。従業員は通常、事業所に雇用されている人のことです。直用の者とは、一般的に「当該企業に専属で常時使用される関係にあるが、給与形態や保険加入などの処遇面で社員と

は異なる者」とされています。

しかし、「直用」とは一般的な呼称にすぎません。雇用関係や保険の適用関係を考える際には、その人が「労働者」なのか、請負で業務を請け負っている「事業者」なのか、という観点から個別に整理することが必要です。直用の者が従業員に該当するかどうかは、専門的な判断が必要ですので、最寄りの年金事務所や都道府県労働局に確認することをおすすめします。

所属が明確でない者の社会保険

Q 11 所属先のはっきりしない者の社会保険の取り扱いはどうすればよいでしょうか？

A 労働・社会保険法において、被保険者に該当するためには、適用事業所の事業主に使用されて働いていることが前提となっています。このため所属先（雇い主）が曖昧である場合など、事業所との間において使用従属関係が確認できない者は、保険加入の対象とはなりません。

また、厚生労働省の保険加入指導においては、その収入で生計を維持するには至らない程度の副業的な就労者や、1週間の所定労働時間が算出できないような者まで被保険者に含めることは想定していません。

ただし、明示的又は黙示的により同一人を引き続き雇用し、少なくとも1週間以上にわたる定型化した就労パターンが確立し、1週間の所定労働時間を算出することができる場合は法の対象となりますので、被保険者の適用基準に照らして判断すべきです。

日々雇い入れている者の社会保険の適用

Q 12 日々雇い入れている労働者の社会保険の適用は、どのように考えればよいでしょうか？

A 日雇労働者に関する定義は法律ごとに異なりますが、いずれの場合も日雇労働者が同一の使用者に、所定の契約期間を超えて引き続き使用されている場合は「常用的日雇労働者」とみなされ、継続雇用労働者と同様の法律が適用されることになります。

したがって、名目上は日雇いであっても、同一人が継続的または断続的に同一事業主に雇われて働いている場合は社会保険への加入義務があるものと判断すべきです。

日々雇入れられる者の労働契約について、通達は「日々更新されるか否かにかかわらず、明示的又は黙示的に同一人を引続き使用している場

合は、社会通念上継続した労働関係が成立していると認められる」（平成11年3月31日 基発168号）としています。

また、「形式的に労働契約が更新されても、短期の契約を数回にわたって更新し、かつ同一作業に引続き従事させる場合は、実質において期間の定めのない契約と同一に取扱うべきものである」（昭24年9月21日 基発2751号）とされています。

期間を定めて雇い入れている者の社会保険の適用

Q 13 2か月以内の期間を定めて雇用している者がいます

が、期間を超えて雇用する場合には、社会保険へ加入する必要がありますか？

A 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の各保険ともに、日雇労働者以外で保険加入義務がない者として、「2カ月以内の期間を定めて使用される者」をあげています。しかし、これらの者であってもその期間を超えて雇用された場合は被保険者となります。

さらに、こうした短期雇用が繰り返される者については「有期の雇用契約又は任用が1日ないし数日の間

を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失されることなく取り扱う必要がある」（平26年1月17日 保保発0117第3号）とされています。

また、保険者が、労働日数や労働時間数、就労形態、職務内容等を総合的に勘案して、常用的使用関係があると認められた場合は、保険加入指導を行うとされています。

このようなことから、短期間の雇用が繰り返されている者については、一時的に雇用関係が中断したとしても、当事者の一方から解雇または退職の意思が明確に示されない限り、雇用は存続しているものとみなされます。

社会保険未加入企業に対する行政の取り扱い

Q 14 社会保険に加入していない企業は、建設業の新規の許可や更新等の許可が受けられなくなるのでしょうか？

A 社会保険に加入していない企業でも建設業許可の新規の許可や更新等の許可は受けられます。ただし、保険未加入企業に対しては、地方整備局または都道府県の許可行政庁から建設業の許可が通知される際に併せて指導文書が送られ、社会保険等への加入の指導および一定期日までに入れた旨報告することが求められます。

保険未加入企業が許可行政庁の指導に従わずに、その後も社会保険等に入しない場合は、企業名（事業所名）等が厚生労働省の保険担当部に通報され、加入勧奨等の措置を受けるとともに、それでもなお加入しない一定の企業は、許可行政庁から建設業法に基づく監督処分を受けることもあります。

社会保険未加入企業に対する処分

Q15 社会保険に加入しない企業にはどのような処分が行われますか？

A 国土交通省は社会保険未加入対策について、平成29年度の基本的な取組方針を示していますが、社会保険未加入企業に対しては社会保険関係法令に基づく罰則とは別に、建設業関連法令等の遵守の観点から処分が行われます。保険担当部局の再三

の加入指導に従わない場合には通報され、建設業担当部局から指示処分が行われ、これに従わない場合、機動的に営業停止処分を行うこととされています（営業停止の期間は3日以上／建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準）。また、公共工事では不良不適格業者の排除に向けた処分が行われます（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針）。

直轄工事における未加入企業を下請とした場合の制裁

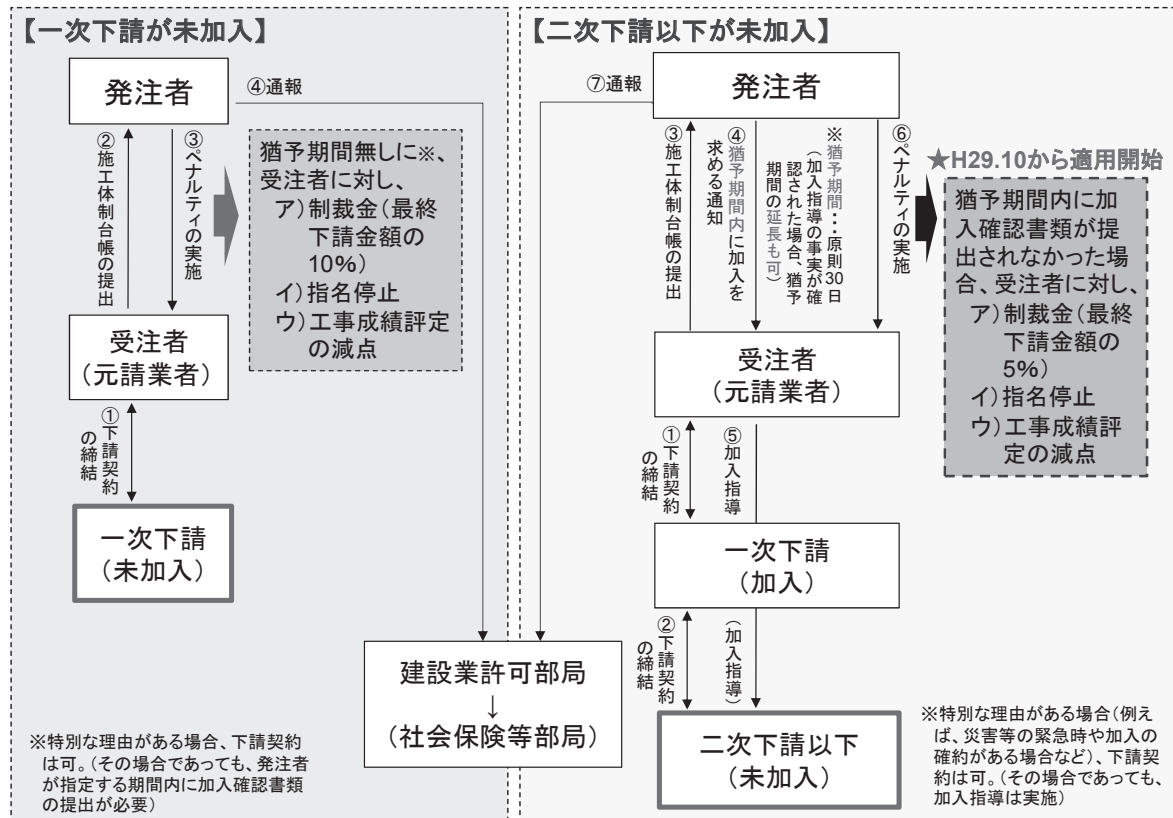
Q16 社会保険未加入の下請業者と請負契約を行った場合には、元請企業に対しても制裁があるというのですが、どのような内容でしょうか？

A 国土交通省は、直轄工事における社会保険未加入業者を排除するため、元請が社会保険未加入の一次下請と下請契約を締結した場合、元請企業に対して猶予期間なしに、最終下請金額の10%を制裁金として徴収、最長4か月間の指名停止、経営事項審査における工事成績評定の最大20点の減点、などを行うとしています。

また、二次下請以下が未加入の場合には、発注者が元請企業に対し加

入を求める通知を出し、原則30日の猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、元請企業は最終下請金額の5%が制裁金として徴収され、ほかに指名停止、工事成績評定の減点が行われます（図表参照）。

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策の強化について



柳亭金車の

現場のいい話

その4

ちよつと

全国の建設会社や業界団体で講師を務め『安全落語』を披露する柳亭金車が、ゼロ災を説く――。

地球環境保全

現場をきれいに

この御時世でしような。近所に、古い家を解体して駐車場を併設した家ができました。勉強になると思います、安全作業状況をよく見てました。肝心の駐車場は黒舗装でなく、白舗装でした。土間コンの照り返しで、

駐車場は新築の家より輝いています。

この家の奥さんが連日、精力的に駐車場を清掃しています。あまり、掃除付きの駐車場は聞きません。ゴミ1つない所から出掛ける車の持ち主は気持ち良いでしょう。

「きれいにしている場所にはタバコのポイ捨ても、空き缶も捨てづらいですからね」とは、奥さんの至言です。

その昔、同業他社の方から、「現場見学に行くなら〇〇を見てこい、あそこは並の掃除じゃないぞ」と言われました。講師を頼まれている所なら見学可能ですが、図々しいこともできません。車両の出入りのときに、ゲートが開く瞬間を歩道側から双眼鏡で凝視します。素晴らしい現場とは思いましたが、全容は分かりません。

後年、その会社の講演を受け現場見学をしました。なるほど、ただ者でない清掃でした。工事中でもピカピカのスラブ、ライン付きの安全通路、すれ違いに交わず挨拶、はみ出しのない資材置き場など立派でした。

しかし、いかなる整理・整頓の完璧現場でも事故・災害は起きます。正しい清掃とゼロ災が結びつかないのは、なんとしても残念の極みです。

「ゴミの投げ捨てに困るような構内を造ろうじゃないか。それには俺たちが率先して整理・整頓・清掃を行う

のが先決だ」と言った所長さんも大勢います。今は、特別編成の清掃チームが、終日巡回している姿を目にします。

ゼロ・エミッション現場は分別作業が大変ですが、何事も地球環境保全のためと頑張りましょう。例えば、わが地球も中年を過ぎて老けました。化石燃料はあと何年持ちますか。「今日の出面は何人ですか、朝礼は何時から、準備体操はその前ですか、近隣はうるさいですか、一斉清掃日は何曜日ですか」――と常套句のように尋ねて、見学を始めます。



ログハウスの展示場でお出迎え、 魅力を伝えて成約へサポート

——北山優枝さん

安田建設(株)(与謝野町)／「BESSの家」福知山展示場



BESSの家の展示場サービス、北山優枝さん

「『住む』より『楽しむ』BESSの家」
——、BESSの家は(株)オールシーコア
が販売するログハウス。日本ではまだ馴染みがありませんが、木のぬくもりと自然が感じられるログハウスは、見る人を惹きつける魅力があります。

安田建設株式会社(安田昌司社長)は
BESS特約店として2010年に天橋
立展示場をオープン。その後、15年5月
に展示場を福知山市に移転し、3棟の異なる
ログハウスでお客さまの来場を待っています。

こんな所で働いてみたい
夢叶って展示場のスタッフに

北山優枝さん(27歳)は、展示場沿いの道を、「こういう所で働けたらいいな」と通り過ぎていました。「BESSの家

に一目惚れ」してしまった訳です。折から受付スタッフに欠員が出て、安田建設の募集に応募し、採用となりました。16年9月の採用です。1年が過ぎて、ようやく仕事にも慣れてきたところです。

展示場での役割は、受付や事務、営業のアシスタントに加え、展示場の施設や小物などモデルハウスの演出管理など。「展示場サービス」が北山さんの肩書き。

福知山展示場のスタッフは北山さんのほか、営業2人、設計1人、アフターサービス1人、総勢5人の陣容。スタッフはそれぞれにオールシーコアで研修を受けています。展示場に来場して契約に至ったBESSの家は、安田建設の訓練された職人さんが組み立てを行います。

来場したお客さまは、まず北山さんが受け付けてから、自由に内部を見て回

り、最後に営業から建物の説明を受けるといった流れになっています。最も気を遣うのは、初めて来場されるお客さまの受け入れ。「誰しも初めて訪問されるときは警戒し緊張するものです。自由に見て回れることをお話しして緊張をといっていたき、見学を終えて戻られて来たときにはリラックスしておられると、ほっとします。うまくお客さまを盛り上げられたときは、うれしくなります」と、北山さん。

お客さまを盛り上げるために
楽しいイベントを考える

初回のお客さまには名前や住所などの



ウッドデッキで語る北山さん



BESSのロゴマークの前で

情報を記入していただくのですが、これも結構、難問。今の時代、誰しも個人情報は書きたくないもの。さりげなく記入する方向に誘います。「何よりも細やかな気遣いと自然な対応が求められる仕事」と、北山さんは言います。

だからこそ、北山さんは展示場の美化には心を砕いています。展示場のオープン時間は、朝10時から午後6時まで。朝はオープン前にスタッフ全員で清掃を済ませ、北山さんが点検します。点検は朝、昼、午後と行い、お客さまがお帰りになった後にも点検し、演出の小道具の場所などを確かめます。「ちよつとしたミスでお客さまがっかりさせては申し訳ないので、点検はしつかりしています」と。イベントによる盛り上げも大事な仕事です。秋から冬にかけては薪ストーブの

着火体験、屋外が気持ちの良い季節にはハンモックの体験会、あるいはモデルハウスの一棟貸し切り体験など、北山さんをはじめスタッフが工夫を凝らしておもてなしをしています。「次にどんなイベントをして楽しんでいたのか」と考えるだけでも楽しくなると言います。

「人とかかわることが好き」とこの展示場サービスの仕事を選んだ北山さん

ん。「ここで働くことが、日々楽しく、ここで働いていることが自慢でもあります」と言います。福知山のBESSの家の展示場の仕事に、北山さんは、はまっています。しまったようです。

ログハウスの魅力を伝えて 成約のサポートに喜びを感じる

北山さんが喜びを感じるの、やはりお客さまが満足してお帰りになるときに。それに「営業の頑張りを間近で見ているので、契約に結びついたときは、私もとてもうれしくなります。会社としては一棟の契約ですが、成約に至る過程を見ているので、営業の方には良かったですね、と声をかけてしまいます」と、北山さんにとっても、成約はわが事のようにです。

営業をサポートするには知識の大切さを感じられるようになってきたという北山さん。「1年間、展示場サービスの仕事をしてくて、知っておかなければならないことが増えてきました。ログハウスのことだけでなく、住宅全般について知識を仕入れてお客さまとお話をして、それを営業につなげられるようになりたいと強く思うようになりました」。仕事の面白みを感じられるほどに、勉強にも身が入るようになりました。

北山さんはログハウスの良さを次のように説明します。「新築の家は段々と古びていって、お子さんやペットがいると

傷むものですが、BESSの家は傷がついてもそれが味わいになります。経年変化を楽しんでいただけのBESSの家の特徴です。だから、お子さんがいる家庭には絶対におすすめです。オーナーさまを拝見していると、日曜大工で棚を付けたり、テーブルを作ったり、家のペンキを塗ったり、と楽しんでおられる方も多いです」と言います。「将来は私もBESSの家に住んでみたい」という夢を持っています。

北山さんは大阪育ち、

結婚して当地へやってきました。毎週木曜日と隔週水曜日が休日となります。このため、旦那さんと休日がほとんど合わないのが結婚して1年半の北山さんの悩み。高校、大学では新体操の選手だったので、体を動かすことが好き。いまは自然がいっぱいの福知山の散策を楽しんでいます。大阪ではヨガスタジオに通っていましたが、こちらでは、まだユーチューブを見ながらする程度に止まっています。バッテリーセンターにも行きたいし、福知山の地の利を生かして、旦那さんと釣りもしてみたいと夢は広がっています。



ログハウスの魅力を語る

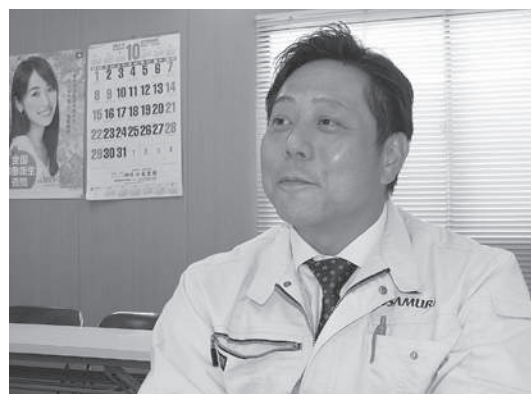


BESSの家のカタログで説明

もうすぐ百年企業のノウハウ承継、 所長のキャリア積み上げ若手育成

—— 藤本憲一さん

(株)長村組／京都市中京区西ノ京中保町



現場事務所でインタビューに答える藤本憲一課長

株式会社長村組（北中孝幸社長）の建築部課長藤本憲一さん（45歳）は、入社24年のベテラン。建設業に興味を持ったのは古く、小学校の高学年の頃から。祖父が工務店を経営し、小さい頃から手伝いで木造建築の現場に入っていました。専門学校を終えると、業界で信頼と評価を得ている良い会社だと紹介する人があり、長村組に入社しました。同社は長村清之助氏が1921年（昭和26年）に創業した老舗企業。もうすぐ百年企業です。現在、建築部門は売り上げの多くを占めています。

**更地から建造そして竣工、
最初から最後まで携わる魅力**

建設会社に入りますます建設の仕事

に魅せられたのには理由があります。一つには「自らが携わった建設物が作品として形をなして人間の生命以上にその土地に残る」こと。もう一つは現場監督としての魅力。それは「更地の段階から竣工し、お施主さまにお引き渡しするまで、文字どおり技術者として最初から最後まで携わるわけですが、こんなことは建造物の世界だけではないでしょうか。そこに大きな魅力を感じます」と、藤本課長は快活に語ります。

建設業のIT化が進んでいないことから、国は土木などで、i-Constructionと呼ぶ情報化施工を進めています。「IT化の推進は必要ですが、建造物は昔から大半が人の手で造られています。道具は進化していますが、それでもトンカチや

左官ゴテは未だに使われています。ロボットやパソコンが建物を建てることなど考えられないでしょう。職人さんたちと協力しながら建造物を造り上げていく、これが建築の醍醐味です」と、藤本課長は言い切ります。

**次席で入った現場で自信、
綾部市の現場で豪雪に出会う**

苦しい思いをしたことも。綾部市の特別養護老人ホームの建設は、有名な2012年豪雪の年。長村組は京都市内の企業なので雪害の経験がありません。府北部の建設会社に雪害対策のレクチャーを受けました。工事を続行するために建物をブルーシートで覆い、暖房機で暖めての工事となりました。その時の



副所長の上岡さんと打ち合わせをする藤本さん(右)

灯油代は積もり積もって24万円。その金額には「びっくり」しました。

思い出に残るのは伏見工高と洛陽工高が統合してできた京都工学院高等学校の2年前の新校舎建設です。この現場に所長として入りましたが、全国から注目を浴びていたこと、規模が大きかったこと、娘さんが高校受験の年齢だったことから親近感もあり、印象の残る現場となりました。

技術者としての自信がついた現場は、30代半ばに副所長として入った老人ホームの建設。現場での配属は次席の仕事ですから、この現場で業者との信頼関係を築くことができ、独り立ちの自信ができました。「規模が大きい現場では背負うものも大きくなります。ここで自信を得

たことが、その後の仕事で生きていることを実感しています」。藤本課長はまさに現場に鍛えられた建設人ということができます。

仕事の醍醐味知るには10年、 いかに達成感を与えるか腐心

藤本課長が心を砕いているのは若手の育成。建設の仕事の魅力に取り憑かれればしめたものですが、その前に挫折して離職に至る若手が少なくありません。入職する若手が減り、離職率が高いことが悩みです。

「私が入社した頃は丁稚と呼ばれましたが、現在では入るなり監督と呼ばれます。それで現場の仕事とのギャップが大きくて辞めてしまう若者も多いですね。労働時間の問題もありますが、自分の立場をわきまえることができなくて、離職してしまう訳です」。そのうえ、「仕事では何千万円から何億円という金額を背負うわけで、それで潰れてしまう若者も出てきます。もちろん、会社は徐々に背負うものを大きくしていくようにはしています。この仕事の面白さが分かるには、図面が描けて段取りができて職人さんとコミュニケーションがとれなければならぬので、早くて5年、普通には10年くらいかかります。そこに早く至るように、若手には達成感を与えるようにしています」と藤本課長は若手の育成に心を

砕いています。

それだけにうれしいのは若手の成長。現在、藤本課長は老人ホームの建設に所長で入っています。が、次席の上岡孝行さんは藤本課長の15年後輩。

「その昔は叱責したこともありましたが、シユンとしないで、珍しいくらいガッツがあります。そういう人材は伸びるし、本当にありがたいですね」と目を細めます。

住む人の身になって施工、 ゲートは常にきれいに保つ

所長として気をつけていることは、建物に住み、使う人の気持ちになって造るということ。自戒もし、若手にも言い聞かせています。「手すりの高さなど、図面になくても使う人の身になって施工するようにと言っています」。もう一つ、「いつも言い聞かせていることは、玄関をきれいにすることです」。工事現場の玄関はゲートです。「ここが汚ければ、その奥がきれいでも台無しです」。確かにゲートも建築中の現場もきれいでした。

現場の所長として10年のキャリア。常に次の高みを目指して歩んできた藤本課長。「今後もあらゆる方向にステップアップを図っていききたい」と言います。



施工状況を確認する藤本さん

Instagramで 建設業のイメージアップ

総務広報委員会では建設業の仕事の魅力を幅広く府民の皆様にご覧いただくために、若年層に人気のある写真・動画の投稿アプリ「Instagram」を活用して広報活動を実施することにしました。

「働く男子」「働く女子」「建設現場の風景」「重機が働く様子」「職場の仲間とBBQ」など建設業の職場にまつわることなら何でも構いません。皆さんの心に残る写真やショートムービーをお撮りください。その一枚が、建設業のイメージアップにつながり、明日の担い手確保へつながると考えています。

応募・投稿方法は詳細が決まり次第お知らせいたしますので、
どんどん写真やショートムービーを撮りだめておいてください。
ご意見・ご質問は事務局までお願いします。



お問い合わせ

TEL : 075-231-4161 MAIL : katagiri@kyokenkyo.or.jp
総務広報委員会事務局（片桐）

京建協70周年記念のお知らせ

一般社団法人京都府建設業協会は、平成30年度に創立70周年を迎えます。長きにわたる事業活動はひとえに会員様の当会事業への深い理解とご協力の賜物であると思っております。

総務広報委員会ではこの10年間を振り返り、事業活動の記憶を記録に残すべく『70周年記念誌』を編纂・発行することに致しました。

それに伴い、会員の皆様には資料や写真の提供、インタビュー等をお願いすることもあるかと思います。その節はどうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。



自慢の自家製ドルチェの前で店長代理の服部幹也さん

● 推 薦 人 ●

関口 司さん（関口建設常務取締役）

家族の誕生日や記念日、節目の行事などでよく訪れます。旬の素材を使った季節感を感じることのできる料理を出してくれます。また、パスタ43種類、ピザ11種類の他にチーズフォンデュやパエリアもあるので、何度訪れても新しい味との出会いがあるのがうれしいですね。それに何といても、店の雰囲気が良く、スタッフの気配りも行き届いているので、居心地が良くて時がたつのを忘れてしまいます。



食欲をそそるパスタの数々



秋のドルチェから

亀岡市内、9号線の古世口交差点を南へ100メートル程入ったところに、お客様に20年間愛され続けたレストラン「ルイジアナ・ママ亀岡店」がある。アメリカ南部のルイジアナをイメージした建物は、オリ

ブの木々や色とりどりの花、ハーブの庭に囲まれた、隠れ家のような一軒家だ。黄色い玄関ドアを開けると「いらっしゃいませ」と元氣な笑顔の出迎え。正面がオープンキッチンになってい

て、職人さんがピザ生地をクルクルと引き伸ばす様子もうかがえる。このお店ではイタリアのパスタやピザ、スペインのパエリア、スイスのチーズフォンデュといった、いろんな国の料理が楽しめる。

今回は、冬將軍の訪れとともに肌寒くなったこの季節にパエリアをいただいた。熱々のパエリアが運ばれてくると、アサリやエビなどの魚介類の香りが立ち込める。もちろんす

ぐに食べられるのだが、今しばらくの辛抱だ。テーブルに置かれた卓上コンロで、最後の仕上げ。「おこげ」をつくるのだ。鍋底からご飯をこそぎ落として頬張ると、おこげの香ばしい香りとパリパリとした食感がたまらない。

ランチタイム限定のドルチェワゴンサービス（追加オプション、345円）はすべてこのお店の手づくりで10種類の色鮮やかなデザートの中から好みの3種類が選べる。豊富なメニューでディナーも待っています。

店長代理の服部幹也さんは、「私もそうなんです、スタッフのほとんどは、元々この店のお客さん。おいしい料理と、スタッフの明るい雰囲気と、笑顔になれる楽しさで、私もここで一緒に働きたいと思いました。お客様においしい料理をおなかいっぱい食べていただいて、楽しい思い出と笑顔をお持ち帰りいただくのが私の仕事です」と笑みを浮かべて語ってくれました。

週末はお客様で混み合います。予約して訪れましょう。

営業時間

ランチタイム .. 11時 ~ 15時
カフェタイム .. 15時 ~ 17時
ディナータイム .. 17時 ~ 22時

わたしの いきつけのお店 ルイジアナ・ママ 亀岡店

各国の豊富なメニュー
うれしい新しい味との
巡り会い



ルイジアナの田舎の一軒家の雰囲気がたよう亀岡店

ルイジアナ・ママ 亀岡店
京都府亀岡市中矢田町岸の上15-2
☎0771-25-5456
座席数 56席
駐車場 32台
http://l-mama.co.jp/shop_kameoka

編集後記

●土木に引き続き、建築技術者の座談会を開催。技術者として、現場へ出ている皆様の率直なご意見をお聞きする事ができ、大変貴重な時間を過ごしました。他、発刊に際して、委員をはじめ多くの皆様方にご協力頂きましたこと、心より感謝申し上げます。

平成29年も残りひと月をきって参りました。この冬も厳しい寒さが予想されておりますので、しっかりと支度をして平成30年をお迎え頂きたいと思ひます。———(Y.M)

●皆様方、連日忘年会続きでしょうか。忘れないこと、忘れない人……色々あるかと存じますが、輝かしい明日に、来年に繋がる「望年会」でありますように。———(M.O)

●委員会の皆様、いつもありがとうございます。京建協は来年創立70年を迎えます。周年事業も含め次年度も多くの事業等が計画されておりますので、何卒ご協力をよろしくお願いいたします。———(N.Y)

●昨年の12月、人生で初めて献血をしました。それまでは血管が見えにくいからと断られ続けていたのですが、日赤からいらした凄腕の看護師が見事一回で成功。しっかりと400ml採血して頂きました。

また今年も京都支部青年部会主催「愛の献血」が12月8日(金)に京都駅にて開催されます。沢山の方のご協力のもと、ご成功される事をお祈り申し上げます。———(事務局)

第19回

小学生 建築デザイン展

最優秀賞

11月18日表彰式開催



井本 歩寿 (宮津小学校 1 年生)



松田 莉桜 (宮津小学校 2 年生)



松森 美咲 (加悦小学校 3 年生)

「あたら
いいな
(楽しく勉強
できる学校)」



吉岡 和奏 (市場小学校 4 年生)



平尾 優治 (府中小学校 5 年生)



濱田たまき (宮津小学校 6 年生)

facebook で活躍中!

「けんたま」

ぼく、「けんたま」
建設業の卵だから
「けんたま」って
呼ばれてるんだ!
よろしくね☆☆



オープン・フォーラム NO.267

一般社団法人京都府建設業協会広報誌

- 発行日 2017年12月8日
- 発行所 一般社団法人 京都府建設業協会
〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入
tel.075-231-4161 (代)
- 発行人 一般社団法人 京都府建設業協会 総務広報委員会